

第10次丸亀市高齢者福祉計画  
及び  
第9期丸亀市介護保険事業計画

概要版



丸亀市



# 1 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とした第9次丸亀市高齢者福祉計画及び第8期丸亀市介護保険事業計画において、「高齢者が生きがいを持って安心して自分らしく生活できるまちづくり」を基本理念に掲げ、2025・2040年を見据えて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むと共に、包括的な支援体制の一つとして「地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築」等に取り組んできました。

これまでの関連施策の取組状況やその分析による今後の課題、調査に基づく高齢者の実態や意識などを踏まえた上で、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「第10次丸亀市高齢者福祉計画及び第9期丸亀市介護保険事業計画」を策定し、2040年を見据えた、今後3年間の施策の考え方及び目標を定めるものとします。

## 2 計画の位置付け

「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」は、各法において「一体のものとして作成」することが定められており、高齢者を取り巻く施策の円滑な実施には、各分野の連携が不可欠であることから、2つの計画を合わせた総合的な計画とします。

また、本計画を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含するものとして位置づけます。

## 3 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とした新たな計画を策定します。

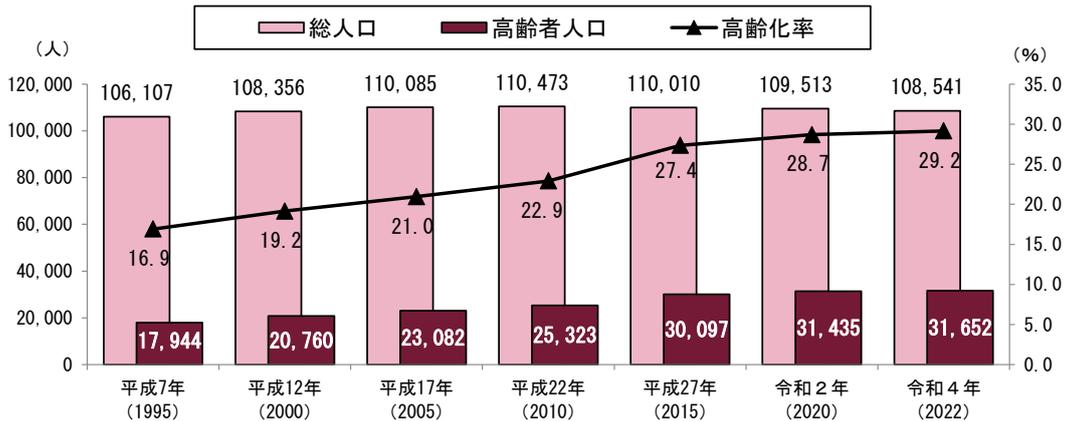
団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる、これまで「地域包括ケアシステムの構築」の目途としていた令和7年（2025年）を迎える中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。



## 2 高齢者を取り巻く状況

### 1 高齢者人口の推移

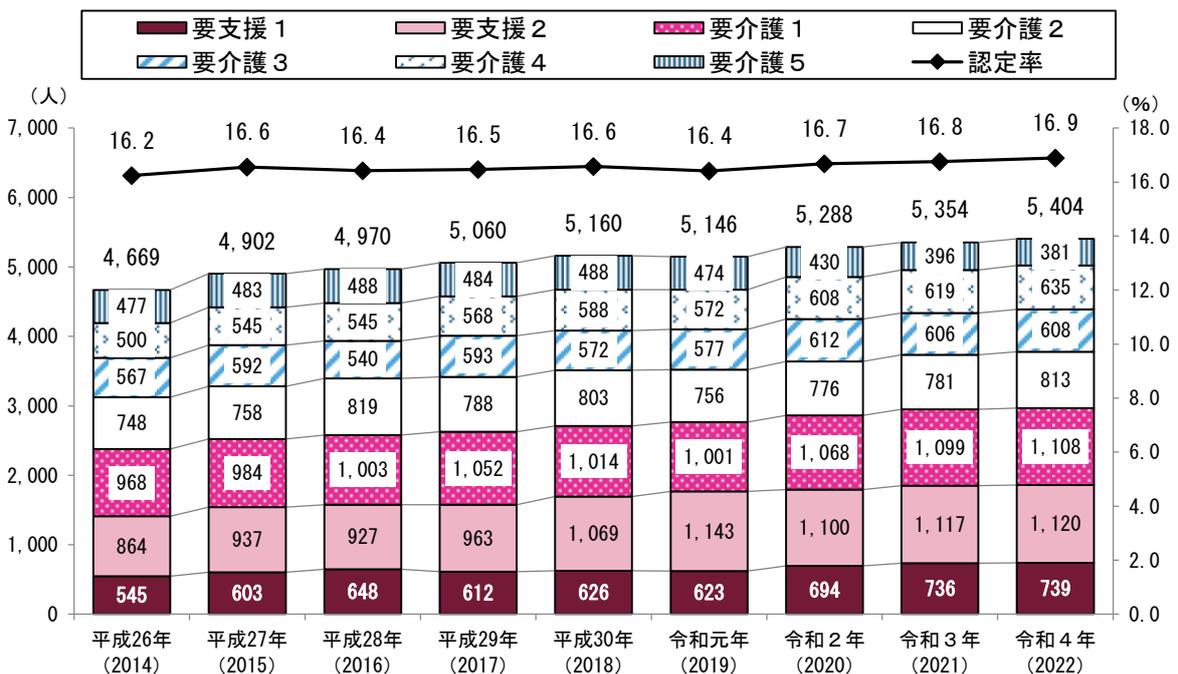
本市の総人口は平成 22 年以降、減少に転じています。高齢者人口は一貫して増加を続けており、令和 4 年には平成 7 年のおよそ 1.8 倍となっています。高齢化率も同様に上昇を続けており、令和 4 年には総人口の約 3 割が高齢者となっています。



資料：国勢調査、令和4年のみ香川県人口移動調査報告（各年10月1日現在）

### 2 要支援・要介護度別認定者数の状況

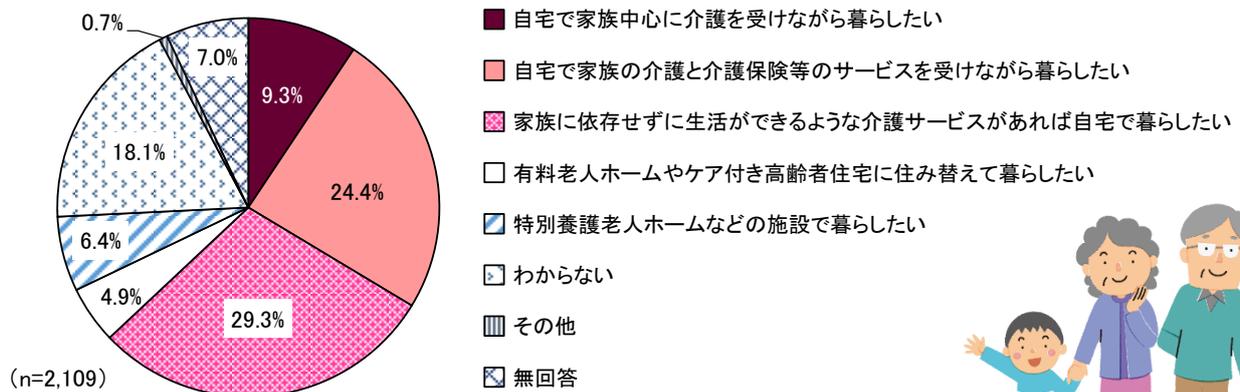
平成 26 年の 4,669 人から令和 4 年には 5,404 人と 735 人増加しています。それぞれの要介護度別認定者数は、増減を繰り返しながら概ね増加傾向で推移していますが、要介護 5 については減少傾向がみられます。また、認定率は、ほぼ横ばいの数値で推移し、令和 4 年には 16.9% となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

### 3 介護が必要になった場合に希望する場所や暮らし方

介護が必要になった場合に希望する場所や暮らし方について、「自宅で家族中心に介護を受けながら暮らしたい」9.3%、「自宅で家族の介護と介護保険等のサービスを受けながら暮らしたい」24.4%、「家族に依存せずに生活ができるような介護サービスがあれば自宅で暮らしたい」29.3%と在宅生活の継続を希望する人が63.0%を占めています。

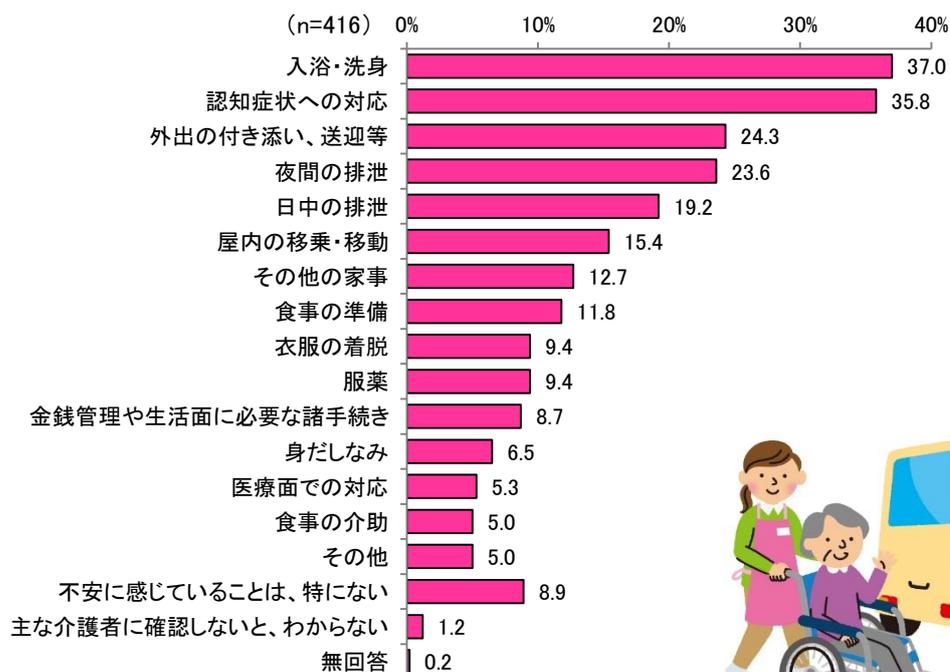


資料：令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



### 4 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護は「入浴・洗身」「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」「夜間の排泄」「日中の排泄」などが多くなっています。



資料：令和4年度在宅介護実態調査

### 3 計画の理念

#### 1 基本理念

本計画では、前計画で設定した基本理念を継承しつつ、2040年を見据えて、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むと共に、包括的な支援体制の一つとして「地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築」等を推進し、地域共生社会の実現を図っていきます。



#### 2 基本目標

##### 基本目標 1 医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり

医療や介護が必要になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で、人生の最期まで自分らしい生活を継続できるように、地域における医療・介護の連携を進め、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、在宅医療・介護の連携を推進するための体制整備を図ります。また、介護者が安心して介護を続けることができるよう、適切な介護サービスの提供と質的向上を図ります。

さらに、介護現場の持続可能性を確保するため、介護人材の確保・育成及び業務の効率化を図る施策を推進します。

##### 施策の展開

- 在宅医療・介護連携推進事業の推進
- 介護サービスの基盤整備と供給量の確保
- 介護サービスの質的向上
- 介護人材の確保・育成の支援及び介護職場の生産性向上
- 介護保険制度の円滑な運営
- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保の推進

## 基本目標 2

### 支援を要する高齢者を支える体制づくり

今後見込まれる人口構造の変化とそれに伴う社会環境の変化に対応し、引き続き高齢者の生活を支援するための各種取組を一層推進することとします。また、重層的支援への取り組みを踏まえた包括的支援体制を強化するため、各分野との積極的な連携を図り、地域住民に対する支援をより効果的に実施することで地域共生社会の実現を目指します。

#### 施策の展開

- 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 高齢者福祉事業の充実
- 地域の支え合いづくり（生活支援体制整備事業の推進）
- 地域のネットワークづくり
- 地域ケア会議の推進
- 包括的支援体制の強化
- 高齢者の移動支援
- 災害時等の高齢者支援

## 基本目標 3

### 認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、早期からの支援ができる体制整備を図るとともに、認知症の理解を深める啓発活動を推進します。

また、成年後見制度の利用促進のため、成年後見制度利用促進協議会を設置し、地域連携ネットワークの構築及び中核機関の体制強化を行っていきます。さらに、高齢者虐待を防止するための地域づくりと早期発見・相談体制の充実を図ります。

#### 施策の展開

- 認知症に関する普及啓発の推進
- 早期に対応・支援できる体制づくり
- 認知症高齢者・家族への支援体制の整備
- 認知症の人々を支える地域づくり
- 権利擁護の地域連携ネットワークの構築
- 成年後見の担い手の確保
- 日常生活支援の充実
- 高齢者虐待の防止

## 基本目標 4

### 地域づくりと連携した介護予防・健康づくりの推進

高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取り組めるよう各種フレイル教室や保健事業と介護予防の一体的な支援を充実するとともに、住民主体の通いの場が、人と人とのつながりを通じて充実していく地域づくりを推進します。

また、高齢者が身近な地域で気軽に参加できる生きがいがづくりや就労的活動、交流の機会の充実など、地域における各種活動への参加を促し、役割と生きがいを持って生活できる地域づくりを推進します。

#### 施策の展開

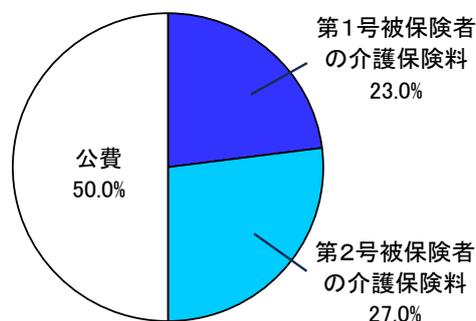
- 一般介護予防事業の充実
- 住民主体の通いの場の充実
- 生活習慣病重症化予防の推進
- 多様な学習活動の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 老人クラブ活動の充実
- 就労の支援



## 4 保険料の算出

### 1 介護保険の財源と構造

介護保険に必要な費用は 50.0%が公費でまかなわれます。公費負担分を除く 50.0%の費用は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が保険料として負担します。保険料負担 50.0%の負担割合は、本計画期間では第1号被保険者負担割合は 23.0%、第2号被保険者は 27.0%となっています。



### 2 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の月額保険料は、所得段階に応じた定額保険料になります。

介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等をもとに計算した、第1号被保険者の保険料基準額及び所得段階別保険料は次のとおりです。

**保険料基準額：61,800円（月額5,150円）**



	所得段階	基準額に対する割合	金額 (円/月)
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	×0.40	2,060
	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	(0.23)	(1,185)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	×0.58	2,988
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	(0.38)	(1,958)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.69	3,555
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	(0.685)	(3,529)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が135万円未満の方	×0.87	4,481
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が135万円以上210万円未満の方	×1.00	5,150
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.17	6,026
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.34	6,902
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	×1.65	8,498
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	×1.70	8,755
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	×1.90	9,785
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	×2.10	10,815
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	×2.30	11,845
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	×2.40	12,360

※第1段階から第3段階の括弧書きは、公費による軽減後の保険料

## 5 計画の推進に向けて

### 1 推進体制の整備・強化

高齢者が抱える多様な課題への対応を図るため、住まい、生涯学習、スポーツなど庁内関連部署との相互連携を図り、総合的な支援に取り組むとともに、地域における福祉の担い手の育成・支援に努め、地域全体でそれぞれの状況に応じた支援が包括的に確保される仕組みづくりを進めていきます。

### 2 災害や感染症対策に係る体制整備

防災関係機関等と連携し、介護事業所等に対し、定期的に避難訓練の実施を促すとともに防災の啓発に努めます。また、介護に携わる人たちが感染症に対する正しい知識を習得し、感染症発生時でも必要としている人へのサービスが提供できる体制の整備に努めます。また、関係機関等と連携して、介護事業所における災害発生時及び感染症対策に必要な物資の備蓄・調達、輸送体制の整備に努めます。

### 3 介護給付の適正化

介護サービスを必要とする被保険者を適切に認定し、過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように国の示す介護給付適正化主要3事業①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検のほか、事業所への運営指導等「第6期丸亀市介護給付適正化計画」に基づき、引き続き着実な取り組みを進めます。

### 4 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種施策の一層の強化を図ります。

### 5 計画の点検及び評価

地域活動の状況や各施策の実施状況、要介護等認定者の推移や介護サービスの利用状況等の把握に努めるとともに、計画の進捗状況に関して幅広い意見を聴取するため、「丸亀市福祉推進委員会」を適宜開催し、「基本目標に対する成果指標」を目安としつつ、計画の推進にあたっての課題の抽出、検討を行います。また、検討の結果に基づいた対策を実施し、計画の適切な進行管理に努めます。

#### 第10次丸亀市高齢者福祉計画及び第9期丸亀市介護保険事業計画 (概要版)

発行日：令和6年3月

発行者：丸亀市 健康福祉部 高齢者支援課

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

T E L : 0877-24-8807 F A X : 0877-24-8914